

小値賀町議会定例12月会議（2日目）

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 0名

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	仁
産	業	西	浩		久
農	業	山	田	俊	康
委	員	村	田	祐	一
会	事	永	田	敬	郎
事	務	牧	尾		三
局	長				豊
課	長				
課	長				
課	長				
次	長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例12月会議

令和6年12月6日（金曜日） 午前10時 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 横山弘藏議員 ・ 江川春朝議員 ）
- 第 2 議案第70号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（案）
- 第 3 議案第71号 ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第72号 令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第73号 令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第74号 工事請負契約の変更について（旧野首教会保存修理工事）
- 第 7 議案第75号 小値賀町教育委員会教育長任命の同意について

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） おはようございます。

報告いたします。

ただいまの出席は 8 名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番・横山弘藏議員、7 番・江川春朝議員を指名します。

日程第 2、議案第 70 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 議案第 70 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（案）について、説明をいたします。

本条例案は、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する規定を整備するものでございます。

平成 27 年 4 月 1 日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は特別職となり、その身分や処遇などに関する規定を条例で定める必要が生じました。これに伴い、教育長の給料に関する部分においては、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例として改正済みとなっておりますが、勤務時間や休暇等の服務関係についての規定が未整備となっておりますので、本条例を制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明につきましては、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい。それでは、担当より説明をいたします。

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもので、第 1 条は、趣旨で、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例について、法律に基づき必要な事項を定めることを明記しております。

第 2 条は、教育長の勤務時間、休暇等を定めるものでございます。

第 3 条は、教育長の職務に専念する義務の免除について、定めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 70 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（案）は、原案のとおり可決しました。

日程第 3、議案第 71 号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 71 号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、「ぎばれ！小値賀ふるさと応援寄附金」の用途を明確化し、寄附者の意向を反映させた事業の財源として活用するため、本条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 4 条第 1 項第 1 号から第 5 号までを、『互いに支えあいながら小値賀を担う人材を育み、確保し続けることができる「ひとづくり」』、『いつまでも安心して生活できる持続可能な「くらしづくり」』、『地域の稼ぐ力を強化、町民所得の向

上及びやりがいのある「しごとづくり」、『誰もが活躍できる「協働のまちづくり」』、『第5次小値賀町総合計画を確実に実行する「行政力づくり」』に改め、第6号を削り、第7号を第6号として、第8号を削るものでございます。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 質疑ではないんですけど、私も一般質問でですね、条例案の改正を求めたということがありまして、今回のようなこの少しずつでも裾野が広がるような改革だと思っておりますので、このような改正をですねどんどん少しずつでも続けていってほしいなと思っております。

議長（宮崎良保） 答弁はありますか。

はい。ほかにありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。提案理由の中で、「ふるさと応援寄附金の使途を明確化し」ということが書かれています。で、あの総合計画に合わせたその目的ですかね、に変えたと思うんですが、使途を明確にして考えたときに、もう少し具体的についていうことが出てくると思うんですよ。ただまあこういう括りは括りでいいと思うんですが、これを実際に使った時に、特に寄附者に対して「こういう使い方をしましたよ」という報告の時はもう少し具体的にですね、こういうのに使ったっていう、あのそういうふうなあの表現の仕方をした方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

「使途を明確にし」というところはですね、あの寄附者が寄附しやすいというところから波及した言葉なんですけれども、寄附しやすいように小値賀町が進む道、総合計画に則ったこの5項目ですね、寄附していただくと思っております。それでですね、あの実施内容については、サイトに掲載する時にですね、寄附を募集する時に、寄附する人を明確化というところを重きを置くようにしております。議員がおっしゃるとおり、それを使った後、その公表についても明確化していこうと思っております。実施計画がございまして、それでですね寄附者が寄附しやすいように、明確にサイトの方にもですね情報発信して、こういうことに使いたいんだけどというところで、寄附者の皆様の意向をそちらに向けていただこうと思っております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 72 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 72 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 6 号）について、説明いたします。

今回の補正予算の内容は、議員報酬の改定、旧診療所レントゲン室解体工事、生活保護に係る医療扶助費、設計完了に伴う単価変動等による獣医師住宅整備工事費の変更、子牛価格下落緊急対策支援事業補助金、預金の利率改定による基金利子の増額に伴う各基金への繰出金及び積立金の増額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,905 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 39 億 2,886 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条は、債務負担行為の補正で、4 ページ第 2 表に示しますとおり、第 4 次住基ネット機器更改事業を、令和 6 年度から令和 7 年度の期間で行うもので、限度額を 1,080 万円といたしております。

第 3 条は、地方債の補正で、5 ページ第 3 表に示しますとおり、ストックヤ

ード外構修理事業で470万円を追加しております。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい。それでは、説明書8ページ、歳入から説明いたします。

13款1項4目・農林水産業使用料96万円の増額は、漁港施設使用料で、1項・使用料の総額を3,438万9,000円としております。

14款1項1目・民生費国庫負担金700万6,000円の増額は、生活保護に係る医療扶助費等国庫負担金で、1項・国庫負担金の総額を1億3,056万4,000円としております。同じく、2項1目・民生費国庫補助金を44万円増額、2目・衛生費国庫補助金を8万3,000円増額し、2項・国庫補助金の総額を1億3,827万4,000円としております。

18款1項1目・財政調整基金繰入金3,025万2,000円の増額は、財源調整で、1項・基金繰入金の総額を4億7,400万7,000円としております。同じく、2項4目・国民健康保険診療所特別会計繰入金を561万1,000円増額し、2項・特別会計繰入金の総額を943万7,000円としております。

21款1項3目・衛生債470万円の増額は、ストックヤード外構修理事業の追加で、1項・町債の総額を3億4,103万4,000円としております。

9ページ、歳出では、1款1項1目、議会費515万4,000円の増額は、令和6年度小値賀町議会11月会議で可決された「小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」に係る議員報酬等の改定によるもので、1項・議会費の総額を5,631万2,000円としております。

2款1項5目・財産管理費601万6,000円の増額は、旧診療所レントゲン室解体工事費が主なもので、6目・企画費を272万6,000円増額し、1項・総務管理費の総額を5億9,958万3,000円としております。同じく、2項1目・税務総務費を16万円増額し、2項・徴税費の総額を2,486万円としております。同じく、3項1目・戸籍住民基本台帳費を99万円増額し、3項・戸籍住民基本台帳費の総額を3,717万8,000円としております。

3款1項1目・社会福祉総務費を1,000円増額、4目・障がい者福祉費を88万円増額し、1項・社会福祉費の総額を4億469万5,000円としております。同じく、3項2目・扶助費935万2,000円の増額は、生活保護医療扶助費で、3項・生活保護費の総額を9,207万円としております。

4款1項1目・保健衛生総務費を各節のとおり52万2,000円増額、2目・予防費を各節のとおり72万5,000円増額、4目・健康増進費を3万8,000円増額

し、1項・保健衛生費の総額を2億6,400万5,000円としております。同じく2項1目・塵芥処理費73万7,000円の減額は、ストックヤード外構修理工事測量設計業務の事業完了による減額で、2項・清掃費の総額を2億7,464万9,000円としております。

5款1項4目・畜産業費は、設計完了等に伴う獣医師住宅整備工事費の変更及び、子牛価格下落緊急対策支援事業補助金が主なもので、各節のとおり1,721万8,000円を増額。5目・農地費を64万9,000円増額し、1項・農業費の総額を3億2,766万2,000円としております。同じく、3項4目・漁港管理費を96万円増額し、3項・水産業費の総額を2億8,153万9,000円としております。

6款1項3目・観光費を1,000円増額し、1項・商工費の総額を1億3,804万円としております。

7款1項1目・土木総務費は、空家等対策協議会に関する経費で、各節のとおり17万2,000円増額し、1項・土木管理費の総額を1億6,309万1,000円としております。同じく、3項1目・住宅管理費を378万2,000円増額し、3項・住宅費の総額を1,081万2,000円としております。

9款1項2目・事務局費を2万7,000円増額し、1項・教育総務費の総額を7,680万7,000円としております。同じく、4項2目・教育振興費を41万6,000円増額し、4項・小値賀中学校費の総額を3,200万4,000円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第13款・使用料及び手数料
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第14款・国庫支出金
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第18款・繰入金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第21款・町債
町債、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第1款・議 会 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第2款・総 務 費 今田光弘議員

4番(今田光弘) はい。旧診療所のレントゲン室の解体工事なんですが、先日全員協議会でご説明いただいたので何となくは理解はできたんですが、何となく理解できたんですがどうもしっくりこないというのが本音です。普通に考えればレントゲン室の部分を塞いでしまって使わないようにすればいいと思うんですけど、それを今わざわざ壊す必要が、どうして壊す必要があるんだということについて、すいません、もう一度ご説明願います。

議長(宮崎良保) しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 18 分 —
— 再開 午前 10 時 21 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。 今田光弘議員

4番(今田光弘) はい。ちょっと先ほどの質疑はですね、ちょっと自分の勘違いが入ってましたので、すいません、取り消して、取り消させていただきます。

もう1つお伺いしたいんですが、もう1つじゃないですね、1つお伺いしたいんですが、この先ですね民間業者にあそこを貸すということのようなんですが、それについては、現時点で協定書とか覚書とかいうのは結ばれているんでしょうか。

議長(宮崎良保) 総 務 課 長

総務課長(博多屋雄一郎) はい、お答えいたします。

建築確認が終わってから、業者とはその工事に係る協定を結ぶ予定にしております。で、その後、使用に関しての契約を交わす予定でございます、そのところの覚書というのは、しっかりとした覚書はございませんけれども、全て業者と文書でやり取りをして、それを覚書に変えるというところで今事務をいたしてございます。

議長(宮崎良保) 今 田 議 員

4番(今田光弘) はい。そうなると工事が完成してから賃貸借契約が発生するということになると思うんですが、一般的な話をするとですね、ある程度賃貸借契約あるいは覚書などによって、そういう民間業者さんとながりがない中で、今少なくとも小値賀町の建物なわけですよ。そこにその将来予想される業者さんが入ってきて、表現悪いですけど勝手に工事すると。そのときにもし何かがあったら建物の所有は小値賀町のままなんで、なんかちょっと問題に

なるんじゃないかなという、ちょっとそこは危惧するんですよ。それなんで、もう既成の事実として走ってはいるんですが、例えばその工事中に何かあったときということを考えれば、今の段階で協定書や覚書を結んでおいた方がいいんじゃないかなってちょっと僕としては思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

建築に関する工事はまだ行われていない状況でございます、今回その許可が、建築に関する許可が下りたら、下りた時点で工事が始まるというところなので、そこからはもう協定を、工事協定を結ぶようにしております。

議長（宮崎良保） 横山弘藏議員

6番（横山弘藏） あのこの賃貸契約とかですね、それから今の旧診療所ですね手直しとかいろんなことが今から発生すると思いますけども、聞くところによるとですね、もう工事関係者が宿泊する宿屋がですね、準備がされているというのをちょっと小耳に挟みました。それで、今、今田議員が言ったことはですね、十分私もその通りだと思うんですね。やはりこういうときにはしっかりした契約なり覚書なりですね、契約書をですねしっかり結んでから、そういった九電工なりとの話が進むべきだと思いますので、その辺ですね、後で違うちょっととかですね、こんなはずではなかったとか、そういったことが起きないように、くれぐれもですね注意をして取り組んでほしいと思います。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、そのように注意、注意を図りながら進めてまいります。

議長（宮崎良保） 総務費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第3款・民生費

民生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第4款・衛生費

衛生費、ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・農林水産業費

農林水産業費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第6款・商 工 費

ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。島共通地域、島共通地域通貨換金準備金積立金という項目があるんですが、これあの島共通地域通貨というのはもうだいぶ前に廃止されてるような気がするんですが、これ積立金が残った金が残ってるというのはどうしてなんででしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） このあれはですね、もう既に2年前にもう2年前からもう少し前に終わったんですけど、再開する可能性があるということでしょう。残してはいるんですけど、今の状況からすると多分退会は、難しいのではないかなと思っておりますので、わかり次第きちんともうなくしたいと思っております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第7款・土 木 費

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 空き家対策等協議会委員謝礼金ですね、15万出ておりますけども、これはあの以前ですね、業務委託として空き家の実態調査の業務委託として760万余り出ているわけですけども、その後の経過ちゅうかその実態調査の結果ですね。それはどのようになっているかですね、ご説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 建 設 課 長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

空き家調査の結果ですね、町内で約450軒ほどの空き家がありまして、そのあと所有者に対してですねアンケートをとりまして、実際の使用状況を伺いまして、その中でたまに帰ってきて使ってるとかですね、お盆とかあと荷物を置いているとか、そういう理由でですね、空き家に該当しないという物件が100数件ほどありまして、すいません実数はちょっと今記憶にないんですが、実際の空き家該当が約330件ほどありました。で、それからこの今年に入って6月から西目の除却の受付を始めたことで、もう10数件ほど空き家が解体が進んでおります。ですので、今実際すいません、確定数ではないんですけども、約310件ほどの空き家ということになっております。

議長（宮崎良保） 横 山 議 員

6番（横山弘藏） これはですね、小値賀町の空き家対策計画ですかね、国の方から多分指導される、されていると思うんですけども、それに生かすための委員会ですかね。

議長（宮崎良保） 建 設 課 長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） 計画書はいつ頃できるかわかりますかね。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

現在大体できておりまして、この空き家等対策計画の委員会を今月中に第1回目を行う予定としております。で、その1回目の結果を基にまた修正し直して、また年度末3月までにですね、もう1回委員会を開きまして、計画の策定が終了というスケジュールとなっております。

議長（宮崎良保） 土木費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第9款・教育費

教育費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について、何かご質疑ございませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

次に第2表『債務負担行為補正』についてご質疑願います。

債務負担行為について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

次に第3表『地方債補正』についてご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の発言、討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第72号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第72号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第73号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第73号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金の計上、歳出では、宿日直謝礼金及び臨時厨房業務謝礼金の増額と一般会計繰出金を追加するものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ703万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,703万9,000円とするものでございます。

それでは、説明書6ページ、歳入から説明いたします。

5款1項1目・繰越金を703万9,000円増額し、1項・繰越金の総額を1,703万9,000円としております。

7ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費を、各節のとおり703万9,000円増額し、1項・総務管理費の総額を2億5,349万2,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第5款・繰越金

繰越金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に行きます。

歳出に移ります。

第1款・総務費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について何かご質疑ございませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありますか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありますか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第73号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第73号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第74号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第74号、工事請負契約の変更について、説明をいたします。

旧野首教会保存修理工事に係る請負契約につきましては、株式会社友建設と契約金額2億1,490万2,600円で契約を締結しておりましたが、教会内部の柱や柱飾り、天井下地の腐食や屋根飾りの損傷が判明したため、増額の設計変更が必要となりましたので、現契約金額2億1,490万2,600円に、3,060万7,500円を増額した、2億4,551万100円に変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は令和7年11月8日までを予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） これのですね、保存改修、保存修理工事が当初予算がですね、2億1,120万、そして今回の何回か増額したり減額しながら、今回ですね、3,000余りの3,000万60万、3,060万ですね増額になっております。当初からすると3,431万増額になってます。こういった工事は前もってですよ、そういった旧野首教会がどのような状況で、どのように改修して、こういったところが壊れていてとかですね、剥ぐってみないとわからない部分もあると思うんですけども、今回前の会議で示されたときにですね、屋根の上の十字架の形がどうのこうのとかですね、そういった細かいところに関しての修復というのは、協議されてからこういうのが出てくると思うんですけども、何でこういったその増えたり減ったり、そして最終的には3,000万増えてですね、こういった経緯について説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。今回の増額の主なものは、リブポルト天井というコウモリ天井のですね内部が主でして、内部は内部調査が設計の段階ではできておりませんでしたので、その部分が大幅な増額。それと柱飾りですね。それを実際調査のときには取り外しておりませんでした。で、実際工事に入って取り外したら、もう内部の腐食が激しくてもうほとんど使えない状態ということで、今回の大幅な増額となっております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） この前示されたあの設計図を見ると、外の外観から見た場合ですよ、十字架とかああいうのがあったですね。そういうのも修復しないといけないということで予算を組みましたね。だからそういったその前もって見えてる部分に関しての、そういった補修は最初からその念頭になかったとか、わからなかったっちゃうことで過ごしたわけですか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

屋根の屋根飾り等はですね、当初から修繕には入れておりましたが、劣化状況がひどかったものですから、補修の工法を変更したということでございます。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） 減額ばかりやったらあまり気にせんとですけどね、こが結構大きな金額が増額されていくっちゃうのは、仕方がないといえば仕方がないと思うんですけども、補助率が8割近く出るんですよ。そういった場合に、こういう後から増額補正が出た場合に、そういった補助金の関係っちゃうのは、きれいにクリアされていくんですかね。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

この工事につきましては、国金補助が約8割ついております。そういった中で今回請負契約の変更ということになっておりますけども、この工事の進捗にあたりましては、国及び県の方にですね、随時相談しながら進めております。そういった中で補助金のやり取りの方も連絡を取り合いながら進めておりますし、今回の動向につきましても、もう既に相談して手続きを進めているところでございます。まだ確定にはいたっては補助金ですね、まだ確定には至ってませんが、そういったことで適宜事務を進めて、やり取りを行っております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 江川春朝議員

7番（江川春朝） 増額補正に反対とかそういうわけじゃないんですけど、先行いう建物とかの専門の先生って、見せれば見せるほど触れば触るほどより良くしようとか説明しないんですよ。だからそこら辺のどこまでするかとかも、ほかの建物とかに対しても、開けなければよかったとか、開けなければよかったところを開けたりとかしたら、わかりますかね言ってる意味。その線引きもやっぱここは別にとか、ちゃんとそういうふうなところもちゃんと協議しながら行っているんですよ。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

この工事に入る前にですね、専門の先生の方にご相談を、ご相談というか、もちろん現場に出向いていただいて、見ていただいてご相談もさせていただいております。そういった中で、今回の工事につきましては、基本というか、元の形に戻すというか、原状復帰に戻すというのが基本で文化財でありますので、基本でありますので、そういった工法に基づいてですね、工法というか、そういった方法に基づいて工事を進めておまして、そういった中で専門の先生にもご意見をいただきながら、工事を進めているところでございます。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） あの増額補正で修理する場所がまた見えてきたとかあるんですけど、工期は本当に変わらなくて大丈夫なんですか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

今のところ、工期の変更という話は上がってきておりません。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 立石光助議員

1番（立石光助） 工事、天井のだとかその柱とか柱飾りとかをやりかえるということなんですけれども、そのやりかえる前、今現状ついているその柱飾りとか、そういったのってどういうふうな処分とかになるんでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

現在でもですね玄関の上に石の飾りがあるんですけども、それもですね当初は補修して、また再設置するという話だったんですけども、その新しく左官で作成した方がいいだろうということで、それを、そういったものもですね、どこかにですね、ターミナルなり、ビジターセンターなりにですね、保存展示しておく方法で協議しております。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1番（立石光助） それとですね、今からその天井の作業とか、職人さんその左官さんたちがたくさん入られると思うんですけども、すごくなんだろうその左官さん、職人さんたちも減っていついて、全国的にも減っていて、で、貴重な何だろう、職人さんたちにとっては貴重なその仕事の機会というか、技術の研鑽とかいった面ですごく貴重な工事だと思うんですね。で、何だろう、全国にこの工事に関わらない職員の方々でも、現場を見たいとか、学びたいという方がもしかしたらいらっしゃるのかなっていうふうにも想像するするんですね。その職員の方々に、の学びの場として、そういったその工事期間中に募ってツアーを組むとか、そういった見せ方っていうのも、観光以外でもあるのかなと思うので、そういった方向からも観光の商品作りとかもできるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

職人さんの研修とかはちょっとすいません考えていなかったんですけども、設計、建築士ですね、設計事務所の方が興味があって現場の視察に行きたいという話は伺っております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

森岡正雄議員

2番（森岡正雄） こういった修繕工事とかには、剥ぐって見ればとか、追加工事ってのはもうこれはもうありきなことなので、こうやって補正がちょくちょく入っていくのはもうこれは仕方がないことというふうに考えているんですけども、もうある程度出尽くした感はあるんでしょうか。まだこれ今後あと工期があと11カ月ほどですかねありますけども、また進めていく過程でまた見つかったとか、今の現状でありそうな感じですかね。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。委員おっしゃるとおりですね、実は今月から屋根替え工事に入っております、屋根を全部開けてしまいます。なので、そこでまた何らかの腐食状況とかがはっきりすると思うので、そこで変更の案件が出てくる可能性もありますし、ステンドグラスの職人さんに現地に来ていただいて見ていただいております。その辺でステンドグラスの補修関係も工法の変更なりですね、その辺が出てくる可能性はあるかと思っております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） ちょっとずれちゃう話かもしれませんが、こうやって建物の外だけではなくて内部も綺麗にされるということで、せっかくこれだけお金を出して復元というか元の状態にした以上ですね、実は今まで旧野首教会の内部で写真を撮ってはいけなかったんですよ。せっかくこうやって綺麗にしてください、むしろ写真を撮っていただいてどんどんどんどん発信していただくことで観光客ももっと増えると思うんですが、その辺教育関係ですかね。そういうふうに考え方を変えていった方がいいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

今回の工事に当たりましては、工事の経過につきましては、いろんな形で子どもたちから大人までですね、見ていただく機会を作っております。具体的に言いますと、小中学生の学習の学びであったり、今こう屋内を屋根を剥ぐるといふような工事に移っておりますので、そういったせっかくの機会を捉え

てですね、多くの方に参加してもらうことを今想定をしております。で、そういった中で、工事が完了したときにですねいい機会でありますので、何らかの形で大きな人にアピールしたいというふうなことは考えておりますので、そういった全体にも含めてですね、検討していきたいというふうに考えます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 74 号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 75 号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意についてを議題とします。

中村教育長の退場を求めます。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 75 号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意について、説明をいたします。

現在、小値賀町教育長としてご活躍をいただいております、中村慶幸教育長の任期が、今月末 12 月 31 日をもって満了いたします。引き続き、教育長として中村慶幸氏を任命させていただきたく、本議案を提出するものでございます。

皆さんご承知のとおり、中村氏は、昭和 60 年に役場に入庁し、課長職を歴任した経験豊富な人材でございます。令和 4 年 4 月 1 日からは、小値賀町教育長として町教育行政の推進、向上に尽力をいただいております。人柄は、大変真面目で温厚な方で、教育長として適任だと思いますので、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、法律により、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第75号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意については、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 56 分 —
— 再開 午前 10 時 56 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

以上で、本定例12月会議に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これにて、令和6年小値賀町議会定例12月会議を終了します。

お疲れでした。

— 午前 10 時 57 分 散会 —